

令和4年度 保税事務研修資料 (保税非違について)



大阪税関
監視部 保税総括部門

目次

- 1. 近年の保稅非違の傾向 ・ ・ ・ ・ ・ P 2
- 2. 保稅非違の具体例 ・ ・ ・ ・ ・ P 7
- 3. 非違の未然防止 ・ ・ ・ ・ ・ P 29

1. 近年の保稅非違の傾向

①保稅地域別の件数

保稅地域別の件数(全国・平成29～令和3年度) ※通報日ベース

保稅非違発生件数					
	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
指定保稅地域	7	13	5	9	10
保稅蔵置場	47	45	51	46	64
保稅工場	7	5	2	4	4
保稅展示場	0	0	0	0	0
総合保稅地域	0	1	2	0	1
計	61	64	60	59	79

増加！

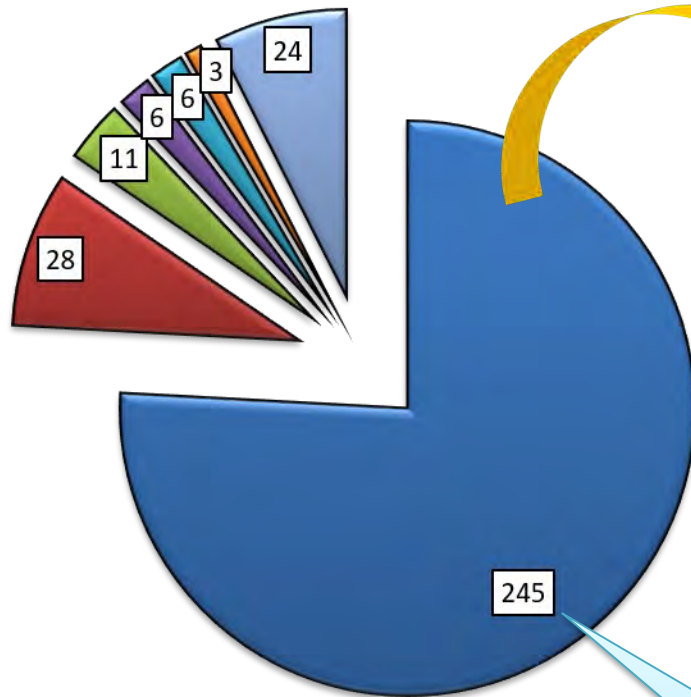
処分実施件数					
	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
指定保稅地域	0	1	0	0	0
保稅蔵置場	0	3	1	1	10
保稅工場	0	0	0	0	0
保稅展示場	0	0	0	0	0
総合保稅地域	0	0	0	0	0
計	0	4	1	1	10

増加！

1. 近年の保稅非違の傾向

②保稅非違の態様

非違態様別の件数(全国・平成29～令和3年度)



- 記帳義務違反（関税法第34条の2等）
- 無届收容能力増減・無届工事（関税法第44条）
- 未承認蔵入・移入・総保入（関税法第43条の3第1項等）
- 保稅地域外蔵置（関税法30条第1項）
- 無許可見本一時持出（関税法第32条）
- 未承認保稅運送（関税法第63条）
- その他

記帳義務違反の内訳

台帳未作成	33
うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	19
記帳漏れ	139
うち誤搬出による記帳漏れ	80
うち見本一時持出に関する記帳漏れ	12
うち貨物取扱に関する記帳漏れ	5
誤記帳	69
輸出貨物積み残しによる誤記帳	48
虚偽記帳	4

計323件のうち245件
約75%が記帳義務違反！

1. 近年の保稅非違の傾向

③全国と大阪の比較

【参考】大阪税関管内の保稅地域の状況



○大阪税関の管轄は大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県及び富山県の8府県に及ぶ

○大阪税関管内の令和5年1月1日の保稅地域種別ごとの数は下記表のとおりである

※該当日には保稅展示場、総合保稅地域は無い

令和5年1月1日

指定保稅地域	保稅蔵置場	併設蔵置場	保稅工場	合計
15	594	10	32	651

1. 近年の保稅非違の傾向

③全国と大阪の比較

令和3年7月～令和4年6月までの全国及び**大阪税関管内**の保稅非違件数と内訳

(※通報日ベース)

	合計件数	非違の態様			
		記帳義務違反	無許可 未承認行為 許可要件違反	無届行為	保稅地域外 蔵置
全国 (うち搬入停止処分)	56 (0)	37 (0)	14 (0)	2 (0)	3 (0)
うち大阪 (うち搬入 停止処分)	13 (0)	6 (0)	<u>7</u> (0)	0 (0)	0 (0)

計14件のうち7件と半数を占める

○大阪の保稅非違は計13件となる(全国に占める割合は23%)

○搬入停止処分は全国でも0件

1. 近年の保稅非違の傾向

③全国と大阪の比較

令和3年7月～令和4年6月までの**大阪税関管内**における保稅非違件数と内訳

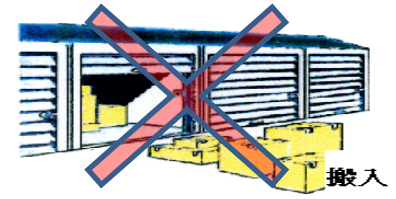
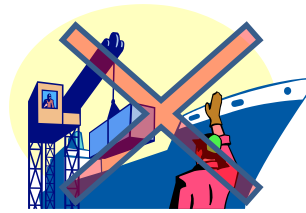
保稅非違の内訳(件数と主な行為)

記帳義務違反	6	誤搬出による記帳漏れ その他記帳漏れ・誤記帳
未承認蔵置期間延長	2	蔵入承認期間後の延長手続きを失念
無許可見本一時持出	2	許可を受けることなく見本貨物を搬出
その他	3	その他

無許可行為・未承認行為
→全国の14件に対し、
大阪で7件(50%)

- 記帳義務違反では誤搬出による記帳漏れが多い。
- 無許可行為・未承認行為・許可要件違反では、
 - ・未承認蔵置期間延長
 - ・無許可見本一時持出が多い。

2. 保稅非違の具体例



下記6つの事例について、その原因・対策を説明

- ①NACCS管理資料の保存漏れによる
保稅台帳未作成
- ②誤搬出による記帳漏れ
- ③見本一時持出に関する記帳漏れ
- ④無届収容能力増減・無届工事
- ⑤保稅地域外蔵置
- ⑥未承認蔵入

記帳義務違反

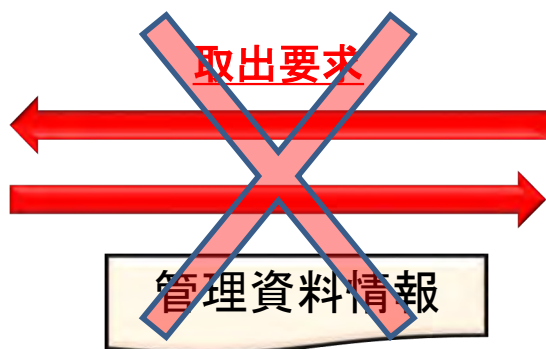
記帳義務違反以外

自社の実情に合わせた対策を講じることが重要！

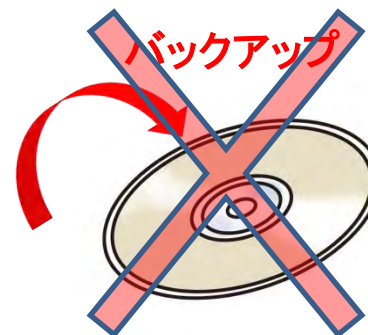
2. 保稅非違の具体例

①NACCS管理資料の保存漏れによる保稅台帳未作成

NACCS



保稅地域担当者



**保稅台帳
未作成**

- 取出要求が必要なことを認識していなかった
- 前任者から申し送りを受けていなかった

2. 保税非違の具体例

①NACCS管理資料の保存漏れによる保税台帳未作成

取得・保存漏れの対策

1. 取出要求作業・バックアップ作業の複数人数によるチェック体制の構築

イメージ



		G01	G02	G05	担当者	確認者
○月○日(月)	取出	○			植田	船井
	バックアップ	○			植田	船井
○月△日(火)	取出		○	○	植田	船井
	バックアップ		○	○	植田	船井
×月×日(月)	取出					
	バックアップ					
×月◎日(火)	取出					
	バックアップ					

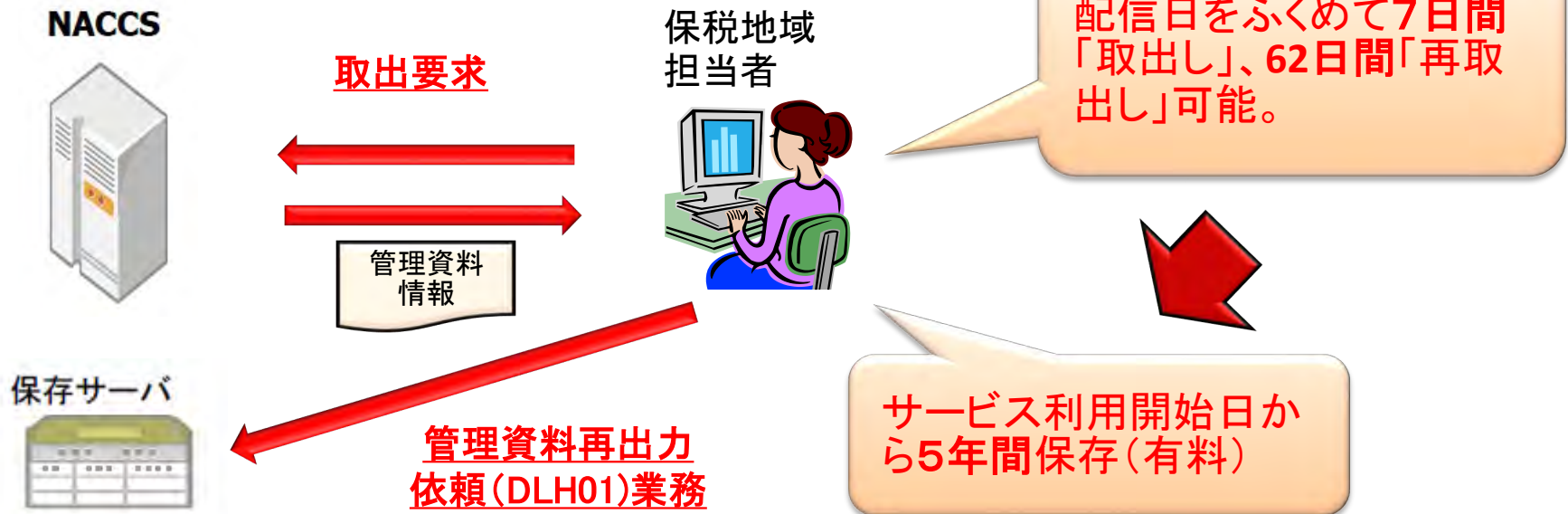
2. 保稅非違の具体例

①NACCS管理資料の保存漏れによる保稅台帳未作成

取得・保存漏れの対策

(参考)管理資料情報の「取出し」「再取出し」期間

※NACCSセンターによる管理資料保存サービス



このサービスを利用したからといって保稅台帳の作成が不要となるわけではありません。
(税関の検査等の際に未作成であれば非違に問われることがあります)

2. 保税非違の具体例

【参考】電子データの漏れ・誤記帳の確認

管理資料G02: 輸出貨物搬出入データ

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>
6	99999999	XXXX	20210110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>
7	99999999	XXXX	20220112	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>
8	※明細数分繰り返す					

搬出日
20220110
20210110
20220110

管理資料G05: 貨物取扱等一覧データ(追記)

	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221010
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221011

見本持出日
20221010
20221011

○特に輸出貨物の搬出日、見本持出許可による持出し日には注意！

2. 保稅非違の具体例

【参考】電子データ訂正方法の一例（管轄税関の指示に従うこと）

管理資料G02: 輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)		20220215	責任者	税関に連絡済	20220214
2	99999999	X	XXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>
6	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>
7	99999999	XXXX	20220112	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3>

搬出日
20220110
20220110
20220110

管理資料G05: 貨物取扱等一覧データ(追記)

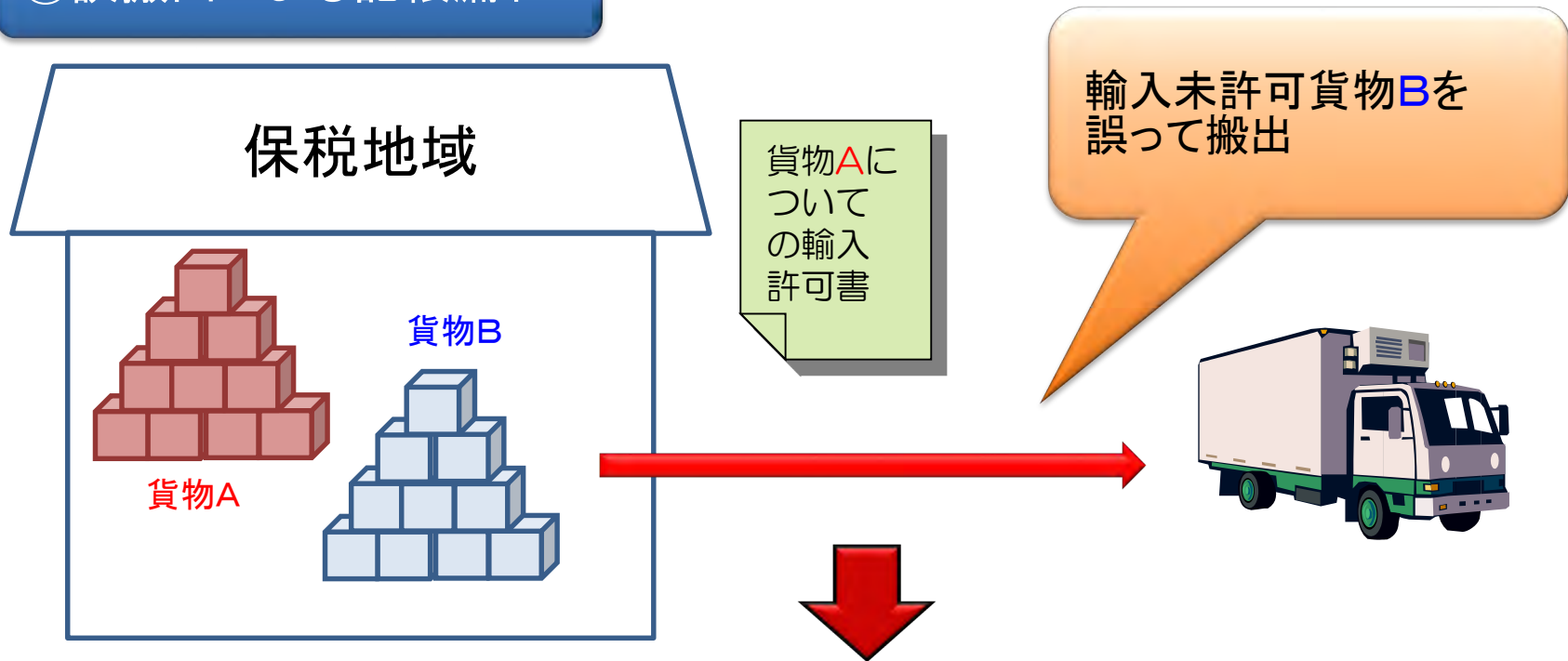
	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2				20221114	税関に連絡済		20221115	
3					担当者			
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221010
6	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221010
7	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221011

見本持出日
20221010
20221010
20221011

- ①訂正等について管轄税関に連絡したうえで、訂正が必要な箇所を印刷し、朱書き訂正
- ②訂正年月日、担当者・責任者の押印等の処理を行う
- ③保稅台帳を補完する資料として保管

2. 保稅非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ



貨物Bの搬出についての記帳漏れ！

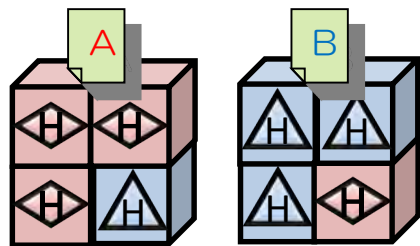
輸出の場合、誤搬出が生じたことによって、輸出貨物の積み残しによる誤記帳という非違になる事例も多い

2. 保税非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

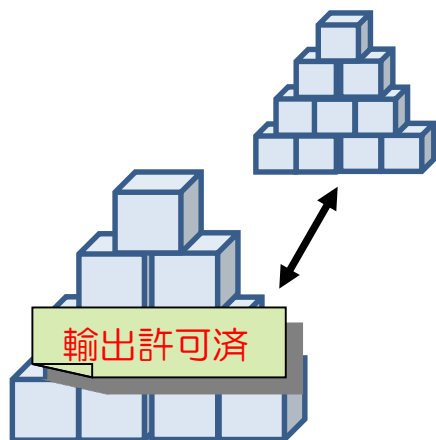
誤搬出の原因とその対策

1. さし札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった。



さし札の貼り間違いがないよう、**さし札添付の際の対査**を徹底すること！

(特に似たような外装・品名の貨物は注意)



似たような外装や荷姿の貨物は近くの場所
にできるだけ蔵置しないようにすること！

さし札に許可済みである旨の表示を行うこと！

2. 保税非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

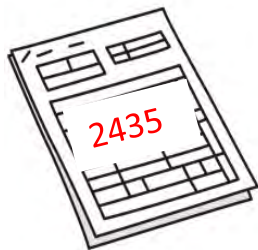
誤搬出の原因とその対策

2. 書類と貨物の対査作業にミスがあった。

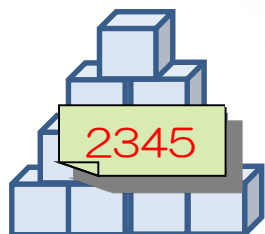


搬出の根拠となる許可書・承認書等そのものとの対査を行うこと！

(社内伝票や荷主からのオーダーとの対査のみではダメ)



似たような数字・記号のある貨物は複数人数による読み上げを行うこと！



対査する書類をきちんと整理・保管すること！

2. 保稅非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

関税法施行令第29条の2第1項第6号

関税法第32条（見本の一時持ち出し）の許可を受けて貨物を見本として一時持ち出した場合



貨物の記号・番号・品名・数量、持出許可期間・持出先・持出年月日を保稅台帳の記帳しなければならない。

NACCS配信民間管理資料を保稅台帳としている場合

見本持出搬出
の記帳

保稅
台帳



見本持出確認登録
【海上】 MHO業務
【航空】 MMO業務

3. 保税非違の具体例

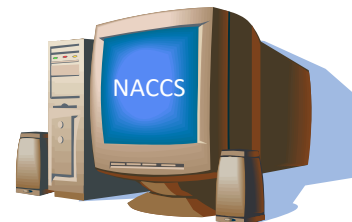
③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳漏れの対策

2. 保税台帳(管理資料)の確認

持出日の記帳が無い
見本貨物は無いかな？

- 見本持出許可書・見本持出許可情報の確認
- 見本持出確認登録業務により配信される処理結果通知情報の確認
 - 【海上】出力コード:*SMHO(MHO業務により配信)
 - 【航空】出力コード:*AMMO(MMO業務により配信)
- 貨物照会業務での確認
 - 【海上】ICG業務
 - 【航空】IAW業務



2. 保稅非違の具体例

④無届收容能力増減・無届工事

関税法第44条

増減坪や工事といった行為は、既に受けた許可内容を変更するもの。

⇒無秩序に放任すると税関取締や許可要件に影響する。

⇒許可手数料に影響する。

保稅蔵置場



国内貨物用倉庫

↓
保稅蔵置場

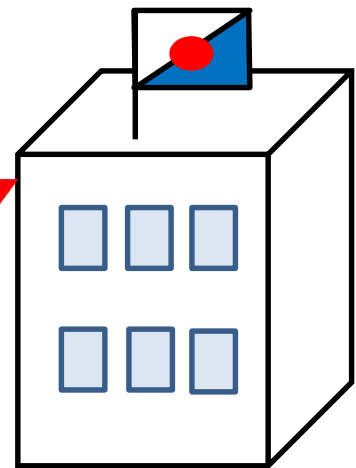
①貨物の收容能力(面積)の増減
(いわゆる増坪・減坪)

保稅蔵置場



②改築・移転・その他の
工事

貨物收容
能力増減
等の届
(C-
3160)



税 関

2. 保稅非違の具体例

④無届収容能力増減・無届工事

届忘れの原因

いわゆる「坪貸し」

1. 他社への賃貸について減坪にあたるという認識がなかった。

保稅蔵置場A

許可場所の一部

賃貸

B

Bが貨物管理
を行う



Aが許可を受けている保稅蔵置場における保稅業務をBに委託する場合は、Aが保稅業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にならない。

- ・ 蔵置する貨物の受寄託契約は保稅蔵置場被許可者であるAによって締結されている。
- ・ CPにおける総合責任者や貨物管理責任者等がAの従業員である。
- ・ 保稅地域に関してAが行うこととされている税関手続が、Aの名により行われる。

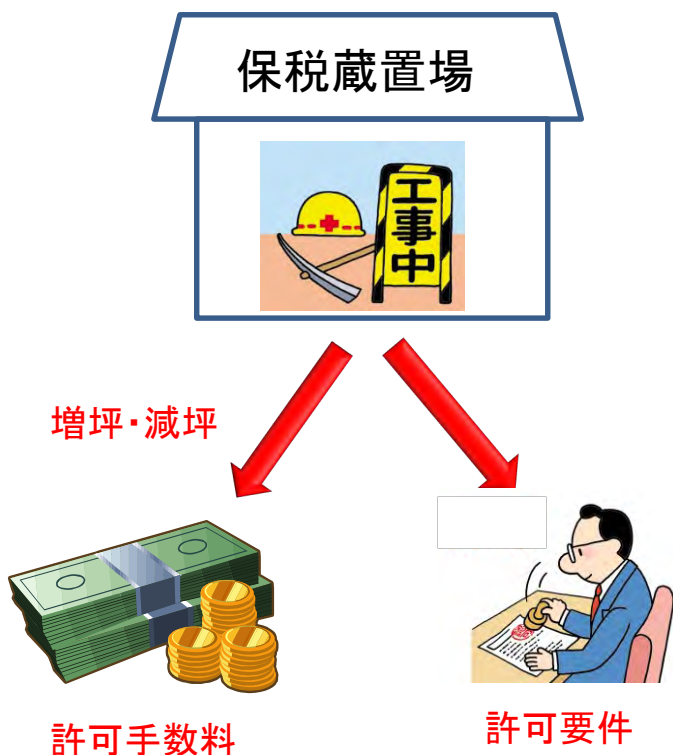
貨物管理等をBに丸投げするような賃貸は、減坪して許可場所から外す必要あり

2. 保稅非違の具体例

④無届收容能力増減・無届工事

届忘れの原因

2. 届出の必要性を認識していなかった。



許可手数料に影響のない増減坪を伴わない工事については、届出の必要性が認識されにくい。

例)・事務所の設置

・フェンスの設置や撤去

・設備工事

いずれも許可要件や貨物管理への影響が考えられる

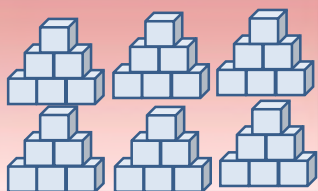
- 単なる補修工事、あるいは現状の変更が軽微であり、かつ、面積に変更がないような工事は届は不要ではあるが、勝手なご判断は危険なので、まずは税関にご相談ください。

2. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

保税蔵置場A

許可場所



許可場所

関税法第30条第1項

外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができない。

【例外】

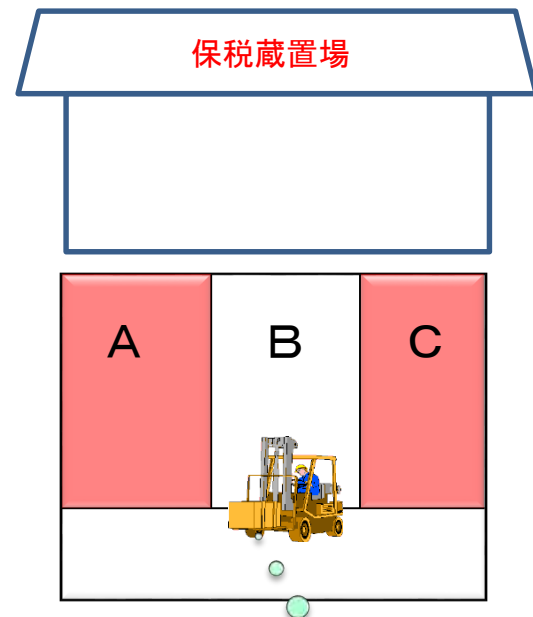
- ・難破貨物
- ・他所蔵置許可貨物
- ・特定郵便物 等

2. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

1. 自社の許可取得場所を把握していなかった。



以前はB室も許可を受けた
場所だったのに...

許可取得場所が明確にわかるよう表示すること！

- 例）
- ・看板の設置
 - ・壁面や柱に図面を掲示
 - ・床へのペイントによる表示

ミーティング等を通じて許可場所の周知を徹底すること！

特に減坪

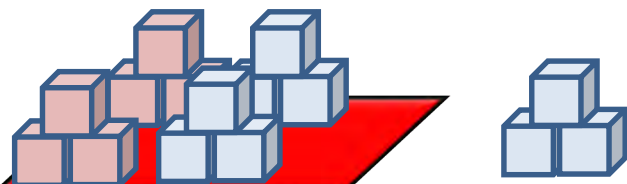
2. 保税非違の具体例

⑤保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

2. 許可取得場所ではない場所に仮置きしたまま放置していた。

保税蔵置場A



仮置きすること自体は問題ないが、当該作業が終了したら許可取得場所に必ず移すこと！

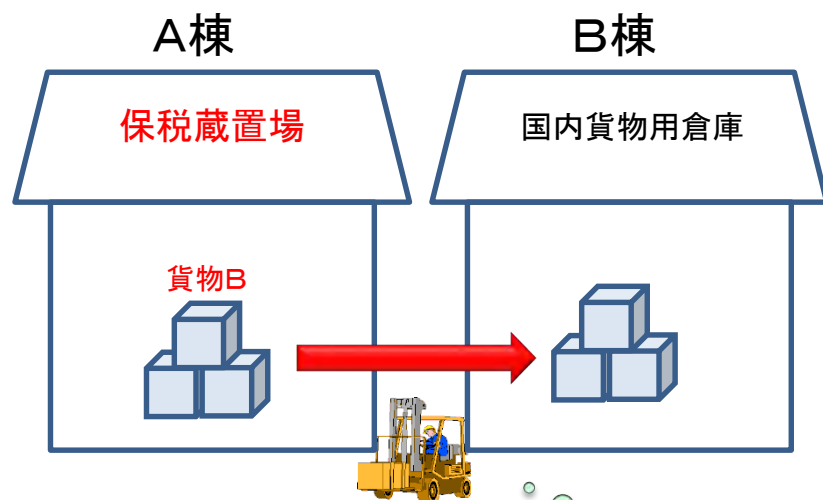
荷捌きの都合で、一時的に貨物はここに置いておこうと...

2. 保稅非違の具体例

⑤ 保稅地域外蔵置

保稅地域外蔵置の原因

3. 輸入未許可貨物を許可済み貨物と誤認した。



さし札に許可済みである旨の表示を行う等許可済み貨物と未許可貨物の区分を明確にすること！

貨物Aについての輸入許可書

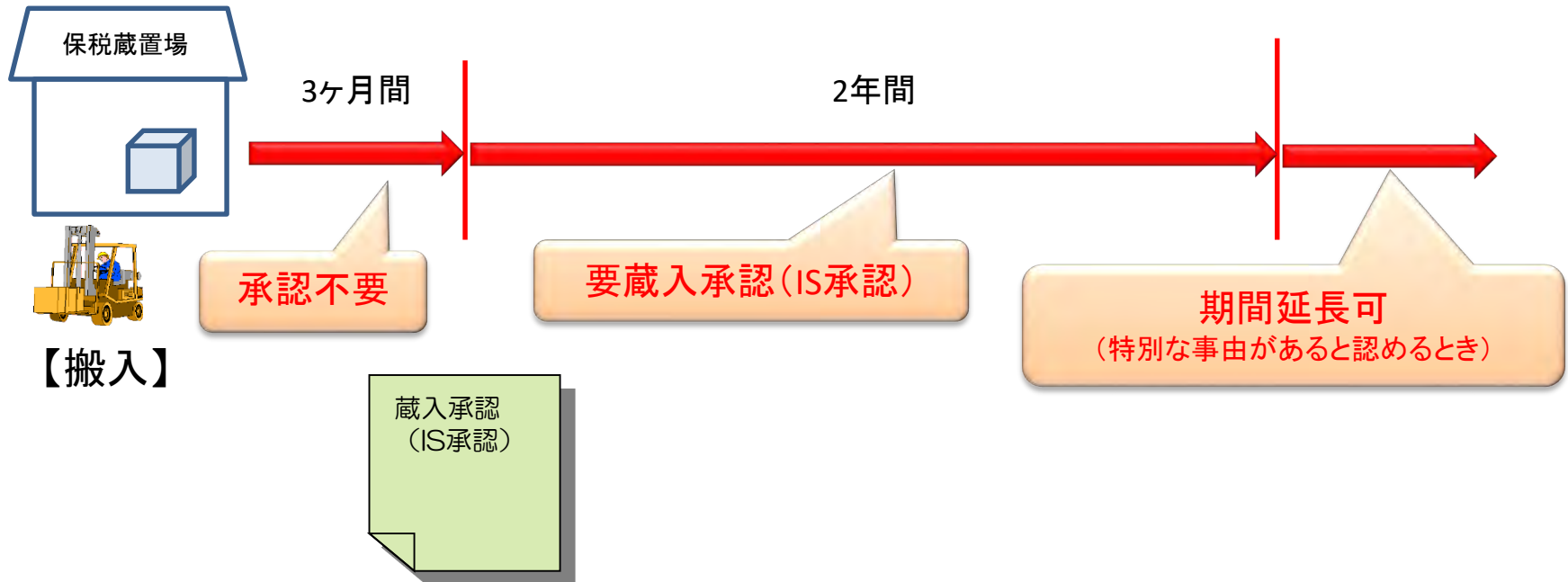
(貨物BをAだと思い込み)
輸入許可になったから、B棟に移そう！

2. 保稅非違の具体例

⑥ 未承認蔵入

関税法第43条の3

保稅蔵置場に搬入してから3ヶ月を超えるまでに蔵入承認を受けなければならない



2. 保稅非違の具体例

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

1. 在庫状況の日常的な確認

保税台帳



貨物在庫状況照会業務による確認

【海上】IWS業務、【航空】IWI業務による搬入年月日の確認

管理資料による確認

【海上】G10長期蔵置貨物情報(民間用)月報(毎月2日)
【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

できるだけ頻繁に在庫状況の確認を行うこと！

搬入日が古い貨物については、蔵置期間が長くなっている原因や今後の対応について調査すること！

2. 保税非違の具体例

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

2. 荷主とのこまめな連絡と早期の税関への相談

保税蔵置場



荷主



通関手続の見込みは？
通関手続がすぐにできない理由は？

蔵入承認を受けるのは荷主（に代行する通関業者）ではあるが、
貨物管理者には適正な手続遂行をしようとする義務がある！

⇒何ら手続なく3か月が経過してしまうことがないよう、荷主とこまめに連絡を取り、対処が難しいと思われる場合は早めに税関にご相談ください。

3. 非違の未然防止



① 非違の早期発見及び速やかな修正・改善

記帳ミス等の
早期発見

内部監査により、業務処理ミスを発見し、修正等を行う

- ・ 記帳内容の確認（記帳漏れ・誤記帳）
- ・ 蔵置場外への蔵置の確認
- ・ 社内研修の実施状況の確認

速やかな修正・改善

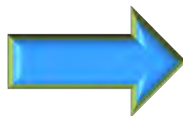
○確認された事項は、直ちに修正・改善を行う。

- ・ 記帳漏れ、誤記帳は、直ちに修正
(NACCS管理資料の保税台帳は、管轄税関に連絡し、必要な措置を行う。)
- ・ 蔵置場外への蔵置は、直ちに移動
- ・ 社内研修の未実施は、直ちに実施

もし税関に連絡をすることで、そのミスが非違になったとしても

自主的な申し出

迅速な再発防止策構築



処分の免除・軽減

3. 非違の未然防止

②従業員の意識及び能力の維持・向上



○社内研修等への積極的な参加
⇒法令、CPに基づく手続きの再確認
委託先企業の従業員も研修の受講対象
(業務手順や法令等の知識を共有)

○周知事項の徹底
⇒法令や制度改正、税関からの指導事項等の周知徹底
非違や業務ミス等を他の関係部署へも共有

基本動作の徹底 が非違を未然に防ぎます。
今一度、法令や基本通達、CP（手順書）を順守しているか確認しましょう！



税関からのお願い

メール送付時における 税関（保税部門）からのお願い



保税部門では、インターネットメールを受信する際には共用のインターネットPCを使用しております。

メール送付時に税関担当者に電話で連絡



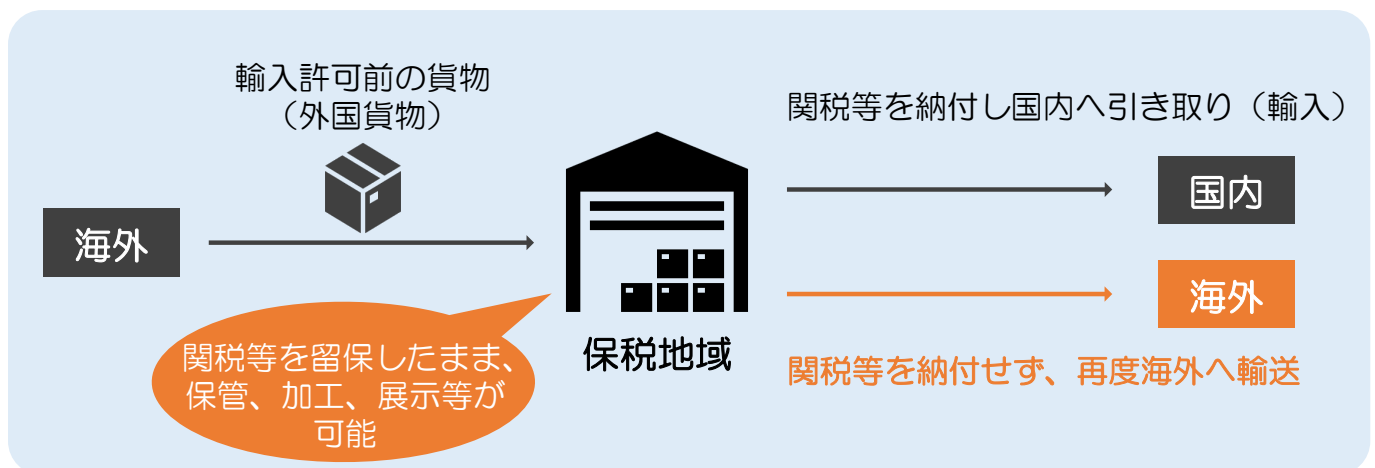
していただけると、担当者がすぐに対応でき、助かります。

「保税制度」を活用してみませんか？

保税制度とは

保税制度は、輸入許可を受ける前の貨物（外国貨物）について、「保税地域」とよばれる税関の許可を受けた倉庫や工場、博物館等で、**保管、加工、展示**等を可能とする制度です。

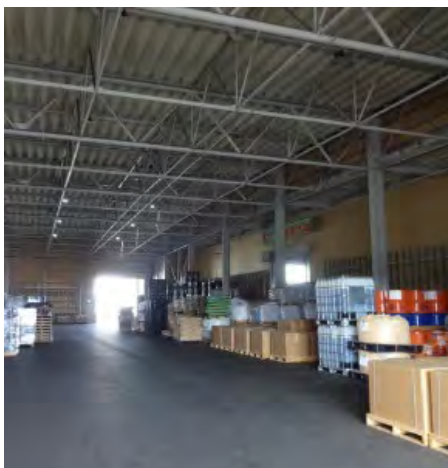
保税地域の許可を受け、保税制度を活用することで、**関税等の税金を留保したまま、これらの行為ができる**ようになるため、商取引上大きなメリットが得られます！



保税地域の種類と機能

保税蔵置場

外国貨物の積卸・保管等が可能
(例：倉庫、上屋)



保税工場

外国貨物の加工・製造等が可能
(例：造船所、製油所)



保税展示場

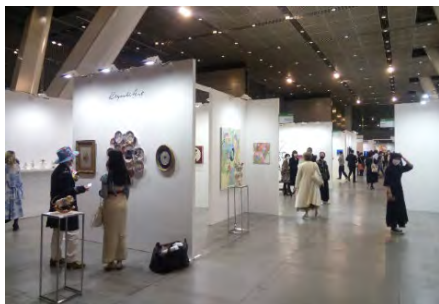
外国貨物の展示・使用等が可能
(例：博覧会、博物館)



※ 上記の他、外国貨物の一時蔵置等が可能な「指定保税地域」や、保税蔵置場・保税工場・保税展示場の総合的機能を有する「総合保税地域」がある。

保税制度の様々な活用方法

例1 国際的なオークション・アートフェア等の開催



保税展示場でのアートフェア
(東京国際フォーラム)

- 海外からの美術品について、再度海外に輸送する場合は関税等の納付が不要であるメリットを活かし、オークション・アートフェア等を開催。
- 美術品以外にも、様々な物品・イベントでの活用が可能！

例2 インバウンド等に対応した保税売店（免税店）の設置



空港型免税店
(那覇空港)

- 空港の出国エリアや外航クルーズターミナル等において、出国者向けに物品を販売する保税売店（免税店）を設置。
- 市中における店舗の設置や、入国者向けの店舗の設置も可能！

例3 内陸部における物流拠点（インランド・デポ）の設置



内陸部の保税蔵置場
(長野県内)

- 製造拠点近傍での外国貨物の取扱いや手続の実施によるリードタイムの短縮を図るため、内陸部における物流拠点（インランド・デポ）を設置。
- 内陸部で製造・生産された貨物の輸出をはじめ、様々な事業者のニーズに対応！

他にもこんな活用方法が考えられます！

- ✓ 保税展示場でのファッションショーの開催
- ✓ 保税蔵置場での海外のプレミア品の鑑定
- ✓ 保税工場で海外からの中古製品を修理し、海外向けに販売
- ✓ 自治体等によるポートセールスへの活用

- 保税制度の詳細や保税地域の許可の概要については、税関ホームページをご覧ください。
<https://www.customs.go.jp/hozei/index.htm>
- 詳しくは、お近くの税関までお問い合わせ下さい。

